

令和8年度
恵庭市公共空間
防犯カメラ設置補助制度

申請の手引き

作成：令和8年4月

はじめに

恵庭市では、犯罪の発生を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、平成 21 年度に「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」を制定し、犯罪、消費者被害及び交通事故の抑止に向け取り組んできたところです。

また、これらの取り組みを市及び防犯協会をはじめとする地域活動団体、事業者等が単独あるいは連携・協働して継続的に実践してきた結果、刑法犯認知件数は減少傾向となっておりますが、子どもや女性に対する声かけ事案等は後を絶たず、人の目によるソフト面での対応には限界があることから、犯罪を起こさせない環境づくりとして、ハード面での対策を合わせて行う必要があります。

このような状況の下、ハード面での有効的な対策として 24 時間態勢の防犯活動を可能とした防犯カメラの導入が全国的に増え、犯罪の抑止や地域における見守りの役割が期待されるほか、犯罪事件の解決に活用されるなど、今後はさらに設置・普及が進むことが見込まれています。

当市においても、地域の防犯活動を補完する対策として、市民の広場において多くの意見が出されたほか、町内会からの生活環境改善要望、或いは町内会連合会から、地域が防犯カメラを設置する際に、その設置費用の助成についての要望がされているところです。

しかしながら、防犯カメラで撮影された映像は、適正に管理されなければプライバシーが侵害されることとなることから、防犯カメラの設置及び管理・運用に関する統一的な基準が求められており、本年、当市が実施した「恵庭市の治安及び公共空間に地域が設置する防犯カメラに対する市民意識調査」においても、防犯カメラの設置及び管理・運用に関する基準を定めるべきとの意見が数多く寄せられています。

そこで、防犯カメラを設置される方がプライバシーに配慮した適切な設置及び管理・運用を図るとともに、撮影される個人の不安の解消を図るため「恵庭市防犯カメラ設置補助制度における防犯カメラの設置及び管理・運用に関するガイドライン」を策定するとともに、地域の防犯活動を補完する新たな支援策として、地域の公共空間を撮影するために町内会等が設置する防犯カメラへの補助制度を創設したところです。

本手引きでは、この補助制度を活用して地域に防犯カメラを設置する際の手続きの進め方についてまとめたほか、防犯カメラの設置にあたって、撮影される個人のプライバシーへの配慮が適切に図られるための必要な措置についても掲載しています。

この補助制度を活用する際には、本手引きをご確認いただき、補助金交付申請などの手続きを円滑に進めていただくとともに、防犯カメラの適切な設置及び管理・運用を行っていただきますようお願いいたします。

目次

◎ 恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助制度の概要

1. 制度の目的	4
2. 補助対象となる団体	4
3. 補助対象経費	4
4. 補助対象となる防犯カメラ	5
5. 補助制度を活用し設置できる防犯カメラの台数	5
6. 設置した防犯カメラの運用期間	6
7. ガイドラインの遵守、管理・運用基準の作成	6
8. 補助金額	6
9. 補助金の申請期間	6

◎ 防犯カメラ設置の流れ

○ 事前準備から管理運用までの流れ	7
○ 補助金交付の手続き	8
手順1 補助金申請までの準備	
1-① 町内会等で防犯カメラを設置することについての検討	8
1-② 町内会で設置に向けた意思決定	9
1-③ 防犯カメラ設置場所に応じた手続き	10
1-④ 設置費用・維持管理費用の計画	12
1-⑤ 防犯カメラによる撮影が予定されている画像の撮影	12
1-⑥ 私的空間へのマスキング範囲の決定	13
1-⑦ 撮影範囲となる住民への説明・同意	13
1-⑧ 防犯カメラの管理運用基準の作成	14
手順2 補助金交付申請	
2-① 補助金交付申請書	15
2-② 防犯カメラ設置に関する同意書	15
2-③ 防犯カメラ管理運用基準	15
2-④ 防犯カメラ設置に係る費用の見積書	15
2-⑤ 防犯カメラのカタログやシステム構築図等の資料	15
2-⑥ 防犯カメラ設置場所の所有者からの同意又は許可等を証する書類	16
2-⑦ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面	16
手順3 市から交付決定通知書の通知	16
手順4 住民への周知	16

手順5	防犯カメラの設置	17
手順6	事業実績報告書の提出	
6-①	実績報告書	18
6-②	設置した防犯カメラにより撮影した画像	18
6-③	設置後の現況写真	18
手順7	市から補助金交付額確定の通知	18
手順8	補助金交付請求書の提出	19
手順9	市から補助金の交付	20
手順10	設置後の維持管理	
10-①	保守・維持管理	20
10-②	運用期間・機器の更新	21
10-③	管理運用基準に基づく運用	21
10-④	問合せや苦情などへの対応	21
10-⑤	撮影された映像の提供を求められた場合	22
10-⑥	維持管理などの業務を委託する	25
◎Q & A		26
◎資料		
・	恵庭市防犯カメラ設置補助制度における防犯カメラの設置及び管理・運用に関するガイドライン	28
・	防犯カメラ設置及び管理・運用基準（参考）	34
・	補助金に関する様式の記入例	42
・	防犯カメラの参考機種	51

恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助制度の概要

1 制度の目的

この制度は、地域の自主的な防犯活動を補完し、安全安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、町内会や自治会などが地域に防犯カメラを設置する費用の一部を補助するものです。

2 補助対象となる団体

単位町内会やこれらの町内会の連合体、地区防犯協会が補助の対象となります。



防犯カメラの設置にあたっては、町内会等で地域内に防犯カメラを設置することについて、町内会の規約等に基づく手続きによって意思決定がなされることが必要です。

3 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりです。

- ①防犯カメラの機器購入費用及び設置工事にかかる経費
- ②防犯カメラが設置されていることを示す表示物の購入及び設置にかかる経費



- ①新たに購入する防犯カメラが補助の対象となります。
- ②レンタルやリースで設置する場合は、補助の対象外です。
- ③各種許可や申請、手続きに係る費用、機器の保守点検費用、修理費用、電気料金等の維持管理費用、電柱等への共架した際の共架料、保険料は補助対象外です。
- ④移設や撤去に係る費用は、補助対象外です。

4 補助対象となる防犯カメラ

防犯活動を目的として、道路や公園などの公共空間を撮影範囲とし、下記の要件を満たす機能を持った防犯カメラが、補助の対象となります。

補助の対象となる防犯カメラの要件（参考：防犯カメラの参考機種 P51）

設置目的	犯罪の防止を目的に継続的に設置されるカメラ
設置場所	道路、公園、広場など不特定多数の人が自由に利用し又は、通行する公共空間に設置すること
撮影機能	・ 1日24時間撮影し、夜間の撮影においても人物等が特定できる撮影ができること ・ 私的な空間の撮影を防ぐ、マスキング等の機能があること
録画機能	・ 録画装置（CD・DVD・メモリーカード・HD等）を備えていること ・ 映像の保存日数が1か月以内であること ・ 映像データを保護するIDやパスワードの設定機能があること



- ❶ 一般の方が立ち入ることができない場所への設置は補助の対象になりません。
（マンション等の集合住宅の共用部分や工場の敷地内など特定の人だけが利用する場所）
- ❷ 特定の個人を識別することのできないカメラは対象になりません。
- ❸ 特定の個人だけを識別するための映像等を自動的に照合する機能や音声を録音する機能を持つカメラ、録画装置を備えていないカメラは補助の対象になりません。

5 補助制度を活用し設置できる防犯カメラの台数

同じ年度で補助制度を活用して設置できる台数は、1町内会等につき1台です。

6 設置した防犯カメラの運用期間

補助金の交付を受けて設置した防犯カメラは、設置後5年間は管理運用していくことが必要です。無断で移設又は撤去することはできません。

移設等が必要になった場合は、承認を得る必要があります。

7 ガイドラインの遵守、管理・運用基準の作成

防犯カメラは、地域で不安や危険だと感じる場所など、犯罪の発生を抑止することを目的に設置する場所であることが重要となります。

また、撮影される個人の不安の解消とプライバシーに配慮した適正な設置や管理及び運用が必要となることから、「恵庭市防犯カメラ設置補助制度における防犯カメラの設置及び管理・運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を遵守し、設置する町内会等では、「防犯カメラの設置及び管理・運用基準」を必ず定めてください。



- ・ 恵庭市防犯カメラ設置補助制度における防犯カメラの設置及び管理・運用に関するガイドライン 参考：28 ページ
- ・ 防犯カメラの設置及び管理・運用基準 参考：34 ページ

8 補助金額

1台あたり補助上限額は16万円です。上限額の範囲内で補助の対象となる経費の全額を補助します。それ以上の費用については、町内会等の負担となります。

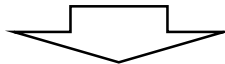
9 補助金の申請期間

令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）

事前準備から管理運用までの流れ

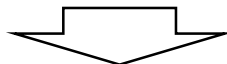
手順1 補助金申請までの準備

- ① 町内会等で防犯カメラの設置についての検討（役員会等での協議）
- ② 町内会等で設置に向けた意思決定（総会等での議決）
- ③ 防犯カメラ設置場所に応じた手続き（土地や建物所有者との協議）
- ④ 設置費用・維持管理費用の計画
- ⑤ 防犯カメラにより撮影が予定されている画像の撮影
- ⑥ 私的空間へのマスキング範囲の決定
- ⑦ 撮影範囲となる住民への説明・同意
- ⑧ 防犯カメラの管理運用基準の作成



手順2 補助金交付申請書の提出

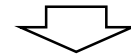
- ①補助金交付申請（様式第1号）、②防犯カメラ設置における撮影同意書（様式第2号）、③防犯カメラ管理運用基準、④設置等に係る費用見積書、⑤防犯カメラのカタログやシステム構築図等の資料、⑥設置場所の所有者からの同意又は許可等を証する書類、⑦防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面



手順3 市から補助金交付決定の通知



手順4 住民への周知



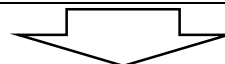
手順5 防犯カメラの設置



手順6 実績報告書の提出

実績報告書類の作成・提出

- ①事業実績報告書（第10号様式）、②設置した防犯カメラにより撮影された画像
- ③設置後の現況写真



手順7 市から補助金交付額の確定通知



手順8 補助金交付請求書の提出



手順9 市から補助金の交付



手順10 設置後の維持管理

補助金交付の手続き

手順1 補助金申請までの準備

1-① 町内会等で防犯カメラを設置することについての検討

防犯カメラの設置は、犯罪発生を抑止や地域における見守りの役割などの効果が期待されている一方で、プライバシーに配慮した設置や管理・運用を行うことが求められます。

防犯カメラを設置することについて、役員会や防犯部などで十分に検討していただき、設置を決定する場合は、町内会の規約等に基づく手続きによって意思決定がされていることが必要です。

町内会等での意思決定に向け、役員会、防犯部等で、次の項目などについて、十分に検討してください。

ア 防犯カメラを設置すること

防犯カメラの設置に関する検討を進めるにあたり、地域における体感不安や犯罪・不審者の発生状況のほか、既存の地域での防犯パトロールや見守り活動などとの関係から防犯カメラの必要性について十分検討し、地域に防犯カメラを設置することが必要であることを確認してください。

イ 防犯カメラの設置場所の検討

防犯カメラは、犯罪の防止を目的に継続的に設置されるものであることから、設置場所の検討においては、地域内の不安や危険とを感じるような場所で、どこに設置することが犯罪の防止に効果的かという観点で検討してください。

また、防犯カメラを設置する場合は、設置場所となる土地や建物等の所有者からの許可、撮影範囲に居住される方からの同意が必要となりますので、設置場所としたい、候補場所を複数用意しておくことが望ましいです。

なお、千歳警察署へ設置場所について相談することもできます。

また、防犯カメラの設置場所は、手続きが容易なことから、恵庭市所有の街路灯を推奨しています。

ウ 町内会としての意思決定の方法

防犯カメラの設置においては、町内会の規約に基づく手続きによって意思決定がされることが必要です。

町内会としての意思決定を行うに当たりどのような手続きによる決定が必要であるか確認してください。

1-② 町内会で設置に向けた意思決定

役員会等で検討された項目などについて、町内会の規約等に基づく手続き（総会等での議決）によって、意思決定を行ってください。

ア 防犯カメラを設置すること



防犯カメラを設置することの意思決定をする際は、市のガイドラインの内容に沿った管理運用基準を作成し、適正な設置、管理・運用を行うことなどを説明することが重要です。

イ 複数案の防犯カメラの設置場所



防犯カメラの設置においては、設置場所となる土地や建物等の所有者からの許可、撮影範囲に居住される方からの同意が必要となりますので町内会等としての意思決定を行う際は、複数の設置場所を候補としていることを説明しておくことが望ましいです。

ウ 設置場所の決定等に関して役員会等への委任



防犯カメラの設置においては、設置場所となる土地や建物等の所有者からの許可や撮影範囲に居住される方からの同意が必要となるため、町内会等としての意思決定が総会の議決である場合は設置場所の決定を役員会等へ委任するという意思決定を行うことで、その後の手続きが円滑に進むものと考えられます。

エ 意思決定が行われた際は、その内容を回覧板等により町内会員に周知してください。



総会などで、防犯カメラを設置することを意思決定した内容を町内会等の会員に周知してください。

なお、設置する際には、防犯カメラの運用に関する必要な事項を周知することが必要です。

1-③ 防犯カメラ設置場所に応じた手続き

町内会で意思決定が行われた設置場所から具体的な取付け箇所を決め、その設置場所に応じた手続きが必要となります。

設置場所により異なりますので、次の①～⑤を参照してください。

①民有地内が設置場所の場合

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・土地建物などの所有者から承諾を得て、その所有者からの承諾書が必要です。 ・防犯カメラの取付け箇所が民有地であっても、防犯カメラの一部が道路へはみ出す場合は、道路占用許可が必要となりますので、道路管理者に相談し取付けの可否を確認してください。
協 議 先	土地所有者 道路管理者 市建設部管理課 (☎33-3131 内線 2411)
設 置 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・専用の柱で設置 ・土地建物等の所有者が所有する建物や既存の柱への共架
補助金の申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・承諾書(様式第6号) ・道路占用許可書の写し ※道路管理者が定める所定の様式により交付されます。

②道路上(道路敷地内)が設置場所の場合

内 容	道路管理者と協議し、道路占用許可が必要となります。 ※設置箇所によっては、設置できない場合があります。
協 議 先	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者 市建設部管理課 (☎33-3131 内線 2411)
設 置 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・専用の柱で設置 ・道路管理者が設置する既存の柱などへの共架
補助金の申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可書の写し

③電柱等へ添架し設置する場合

内 容	電柱等以外に防犯カメラを取り付けることができないか検討し、設置できない場合に申請してください、電力会社が所有する電柱、通信事業者が所有する柱へ共架する場合は、それぞれの事業者と事前の協議などが必要です。 ※電柱等については、設置できない場合があります。
協 議 先	電柱の場合 北海道電力（株）千歳ネットワークセンター（☎0120-06-0348） 電話柱の場合 NTT東日本北海道 設備部サービス運営部門 設備管理担当（☎011-613-5550）
設 置 方 法	各柱への共架
補助金の申請に必要な書類	それぞれの共架者が発行する許可書類の写し

④防犯灯や街路灯へ添架し設置する場合

内 容	市の防犯灯または、市の街路灯に添架する場合は、市の担当課と事前の協議などが必要となります。 ※設置箇所によっては、設置できない場合があります。
協 議 先	防犯灯の場合 市生活環境部生活環境課（☎33-3131 内線 1184） 街路灯の場合 市建設部管理課（☎33-3131 内線 2411）
設 置 方 法	防犯灯独立柱への添架 街路灯への添架
補助金の申請に必要な書類	担当課が発行する許可書類の写し

⑤公園を撮影場所とする場合

内 容	公園内を撮影するために設置する場合、市の担当課と事前の協議などが必要となります。
協 議 先	市建設部公園緑地課（☎33-3131 内線 2421）
設 置 方 法	専用の柱で設置

補助金の申請
に必要な書類

担当課が発行する許可書類の写し



- ・千歳警察署生活安全課では、防犯カメラの設置場所や撮影方向、撮影する画角などの相談を行っていますので、相談を希望される場合は、生活環境課へご連絡ください。
- ・建物、土地、道路、街路灯等の所有者から防犯カメラの移設・撤去を求められた場合の費用は、原則として町内会の負担となります。
- ・落下等により事故等が発生した場合は、町内会の責任となります。



設置場所となる土地や建物等の所有者からの許可手続きにおける協議先や警察署への相談の際、生活環境課で相手方との調整などの協力を行いますので、ご相談ください。



設置場所が北海道電力の電柱となる場合は、北海道電力ネットワーク㈱が定める設置基準を満足する必要があるため、ご注意ください。なお、ご相談は北海道電力ネットワーク㈱へお願いします。

1-④ 設置費用・維持管理費用の計画

防犯カメラの設置箇所が決まったら、防犯カメラの販売・設置事業者にご相談し、防犯カメラの機種を選定や見積書を作成してもらってください。

その見積書を参考に、町内会等における防犯カメラ設置に係る事業費の収支予算を作成してください。

また、設置後の維持管理費用についても設置業者などから見積書を作成してもらってください。



補助金の対象となる防犯カメラの要件や対象となる経費については、4～5ページを参照してください。

また、防犯カメラ設置場所には、「防犯カメラ作動中」などの表示が必要となりますので、表示板の購入・設置などの費用も見積りしてください。

1-⑤ 防犯カメラによる撮影が予定されている画像の撮影

補助金交付申請時の際は、防犯カメラにどのような画像が撮影されることになるの

かを確認するため、防犯カメラの見積を依頼した業者に協力をお願いし、防犯カメラにより撮影が予定されている画像の用意をしてください。



画像の確認は、防犯カメラでの撮影範囲に私的空間へのマスキングを設定する範囲の検討や撮影範囲となる住民から同意をいただくために必要な資料となります。

1-⑥ 私的空間へのマスキング範囲の決定

防犯カメラの設置に当たっては、撮影される個人のプライバシーへの配慮が必要となります。

そのため、防犯カメラを設置する位置によっては、玄関や窓といった私的空間が映りこむ場合があります。このような場合には、撮影する角度や撮影する範囲の調整、防犯カメラのマスキング機能により私的空間が映らないようにすることが必要となります。



【マスキング機能】

防犯カメラで撮影・録画する映像のうち、特定の部分を黒塗りなどして撮影、録画をしないようにする機能です。マスキングできる箇所数は、防犯カメラの機種により異なります。

【プライバシーへの配慮が必要な私的空間】

住宅や店舗の玄関、窓その他の日常生活の様子がうかがえる私的な空間

1-⑦ 撮影範囲となる住民への説明・同意

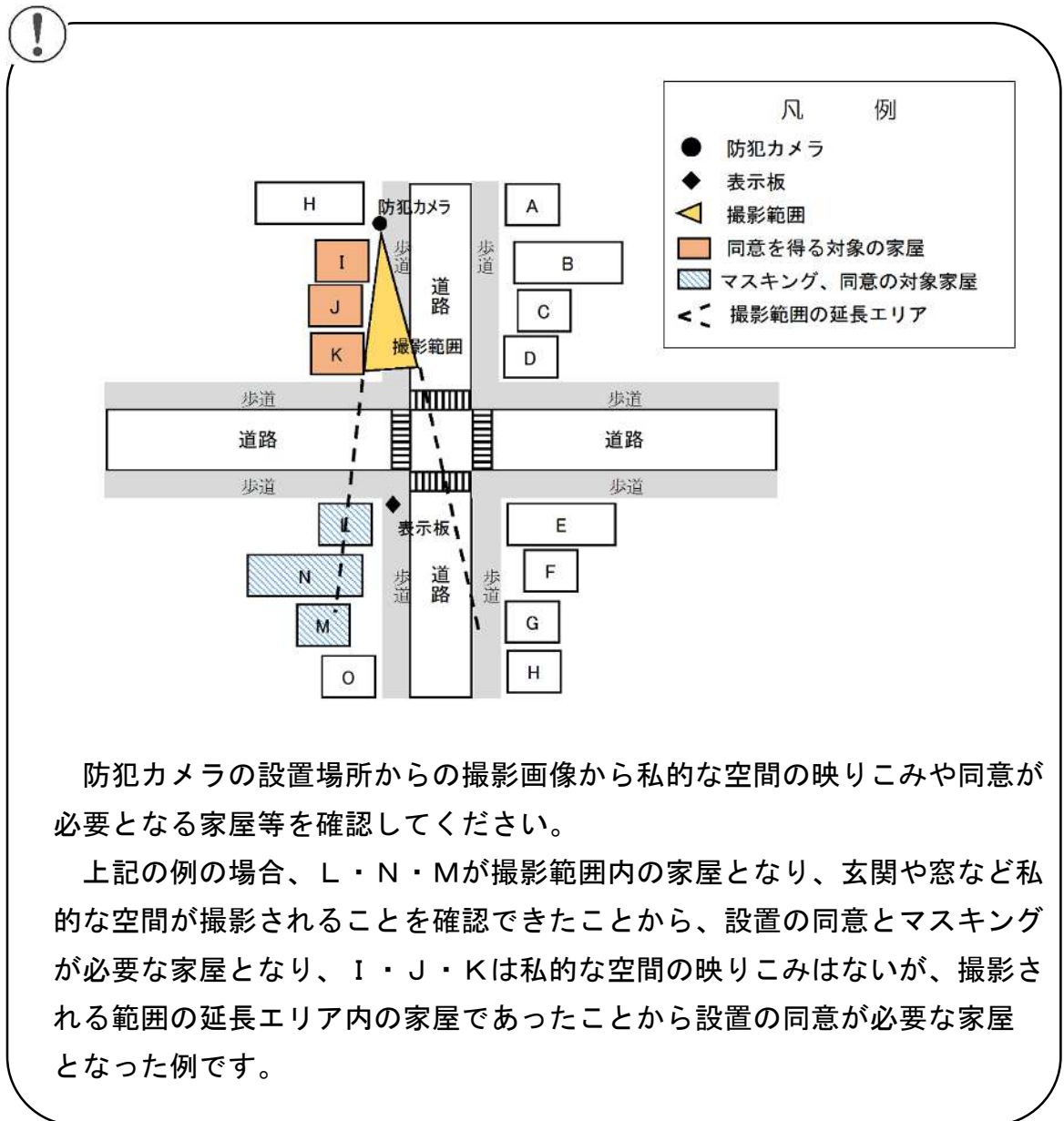
防犯カメラの設置に当たっては、撮影範囲に居住されている方のプライバシーへの配慮が必要となります。

そのため、防犯カメラで撮影が予定されている映像と管理運用基準を用意し、どういった映像を撮影する予定か、また、どのように撮影した映像を管理していくのかを説明し、防犯カメラの設置について同意をいただくことが必要となります。



【同意を得る相手方】

撮影される範囲内の住居や店舗から同意を得る相手方は、次の図を参考としてください。



1-⑧ 防犯カメラ管理運用基準の作成

設置する防犯カメラをガイドラインに沿った、設置や管理、運用となるよう必ず「防犯カメラ設置及び管理・運用基準」（以下「管理運用基準」という。）を作成してください。

管理運用基準では、管理責任者の設置、映像の適切な管理、プライバシーの保護、映像の利用や提供の制限などのルールを定めなければいけません（作成例があります）。

管理運用基準は、町内会等で防犯カメラを設置し、管理・運用していくために非常に重要なルールとなります。

ガイドラインや作成例（34 ページ）を参考に作成してください。

管理運用基準には、設置場所や撮影範囲がわかる配置図の作成が必要です。

手順 2 補助金交付申請

補助金交付の申請には、所定の申請書に次の書類を添えて提出していただきます。
書類の作成に当たっては、P42 からの記載例を参考にいただき、使用する印鑑は申請に係る書類、補助金交付決定後の請求印などすべて統一してください。

2-① 補助金交付申請書



恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第 1 号）参考：P43

2-② 防犯カメラ設置に関する同意書



防犯カメラ設置に関する同意書（様式第 2 号） 参考：P49

2-③ 防犯カメラ管理運用基準



防犯カメラの設置及び管理並びに運用に係る基準 参考：P34

2-④ 防犯カメラの設置に係る費用の見積書



手順 1-④で防犯カメラの販売・設置事業者などから提出された見積書

2-⑤ 防犯カメラのカatalogやシステム構築図等の資料



防犯カメラの販売・設置事業者などから提供された、設置する防犯カメラの仕様やカatalog、システムの構成などが分かる資料

2-⑥ 防犯カメラ設置場所の所有者からの同意又は許可等を証する書類



防犯カメラの設置場所によって必要な書類が異なります。

- ・ 民有地の場合：その土地等の所有者からの設置に関する承諾書（任意様式）
参考：P50
- ・ 道路上の場合：道路管理者から交付される許可書
- ・ 公園内の場合：公園管理者から交付される許可書
- ・ 電柱へ共架する場合：共架の申し込みに関する書類

2-⑦ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面



手順1-⑤で撮影した画像と管理運用基準の作成の際に作成した撮影範囲を示す配置図

手順3 市から交付決定通知書の通知

町内会などから提出された補助金交付申請書類は、市で内容の審査を行います。
市の審査が終了し、補助金の交付を決定したときは、恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第3号）を送付します。

手順4 住民への周知

設置される防犯カメラの設置場所や運用などの情報を回覧等の方法により地域内の住民に周知し、共有してください。

町内会員・非会員を問わず、地域の皆さんが防犯カメラを設置されていることが認識できるように周知することが大切です。

また、市でもこの補助制度を活用して設置された防犯カメラの設置場所を市のホームページで周知します。



地域に設置される防犯カメラが、プライバシーに配慮した運用がされることを地域内で情報を共有することが大切です。次の内容などについて、回覧板等で情報を共有してください。

- ・ 防犯カメラの設置場所や台数
- ・ 防犯カメラを設置していることの表示（表示板設置場所や内容）
- ・ 防犯カメラの管理責任者（氏名や連絡先）
- ・ 録画装置に関すること（記録媒体の種類）
- ・ 映像データの保存期間
- ・ 問合せや苦情などの連絡先



回覧等を使用した周知文又は回覧物

手順5 防犯カメラの設置

市から交付決定通知書の交付を受けたら、防犯カメラを購入し、設置してください。設置の際は、「2-⑦防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面」に基づきマスク等の設定を販売・設置事業者に依頼してください。

また、設置完了後の実績報告の際に、設置した防犯カメラで撮影された画像や設置後の現況写真が必要となりますので、販売・設置事業者に依頼し、入手してください。

補助金交付申請時に想定していなかった住宅の玄関や窓といった私的な空間が映りこんでいないかを再度確認し、もしも映りこんでいる場合は、撮影する角度の調整やマスク等を設定してもらうようにしてください。



設置工事を行った際に、補助金交付申請時に提出した見積書の費用と実際の費用が変わった場合は、変更の申請手続きが必要となる場合があります。変更が生じた場合は、市生活環境部生活環境課までご連絡ください。



撮影された映像の安全管理の徹底のため録画装置や録画媒体などは、IDやパスワードの設定のほか、インターネットや無線を利用した運用をする場合には、ウイルス対策などが必要です。

なお、録画装置や録画媒体へのID・パスワードについては、市が設定し適正に管理します。



- ・ 設置した防犯カメラにより撮影された画像（マスキングされた画像）
- ・ 設置後の現況写真（防犯カメラの設置がわかる写真）

手順6 実績報告書の提出

防犯カメラ設置が完了したら、速やかに事業実績報告書に次の書類を添えて提出してください。

書類の作成に当たっては、P47からの記載例を参考にいただき、使用する印鑑は申請の際に使用した印を使用してください。

6-① 実績報告書



恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金実績報告書（様式第10号）

6-② 設置した防犯カメラにより撮影された画像



手順5の防犯カメラにより撮影された画像（マスキングされた画像）

6-③ 設置後の現況写真



手順5の防犯カメラの設置がわかる写真

手順7 市から補助金交付額確定の通知

市で提出された実績報告書の内容を審査します。審査終了後、市から補助金交付額の確定通知書が送付されます。



恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書（様式第11号）

手順8 補助金交付請求書の提出

市から補助金交付額の確定通知書を受け取ったら請求書を作成し、補助金の請求を行ってください。

なお、補助金の請求方法は、次の2通りがあります。

（1）精算払

防犯カメラ設置後に実績報告書を提出し、補助金交付額の確定後に交付を受ける方法。



防犯カメラの設置に係る費用の全てを町内会などの設置者が、販売・設置業者へ支払い、実績報告書を提出し、補助金交付額が確定した後には、市から補助金が交付されます。



恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第12号）

（2）概算払

補助金交付の決定後、防犯カメラ設置前に交付を受ける方法。



防犯カメラの設置に係る費用の内、交付が決定された補助金の範囲内で、防犯カメラが設置される前に、補助金の交付を受けることができます。



恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金概算額交付申請書（様式第7号）
恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金概算額交付請求書（様式第8号）

手順9 市から補助金の交付

市は提出された請求書により、指定された口座に補助金を交付します。

手順10 設置後の維持管理

10-① 保守・維持管理

防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化などにより、運用に支障をきたす可能性があります。

機種を選定を行う際には、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の場合の対応、点検の頻度や点検にかかる費用の確認をしておくことが大切です。

また、定期的に設置した防犯カメラの作動状況の点検や防犯カメラの落下を防ぐため、留め具の確認が必要です。



防犯カメラの保守や維持管理の費用は町内会などの負担となります。

【参考】主な防犯カメラの維持管理にかかる費用

- 防犯カメラの電気料・・・約5,000円
- ほくでんの電柱へ共架した場合の共架料・・・1,700円
- NTTの電柱へ共架した場合の共架料・・・1,200円
- その他、土地などの使用料や損害責任保険料、保守点検料など設置場所や防犯カメラの機種、保険の加入内容などにより費用は異なります。



【損害保険】

防犯カメラの落下等により第三者に被害を与えてしまった場合、その管理責任が問われ、損害賠償を負うこともありますので、定期的な点検のほか、賠償責任保険などの加入についてご検討ください。

【保守点検】

防犯カメラの運用に支障をきたさないよう、点検の頻度や点検に係る費用等について、設置事業者を確認をして、必要に応じて保守点検についてご検討ください。

10-② 運用期間・機器の更新

補助金により設置した防犯カメラは、設置から5年間は継続して管理運用していくことが必要です。

また、設置から5年以上、管理運用した防犯カメラなどの機器の更新が必要となった場合、補助金を活用することができます。



防犯カメラの設置場所が道路上や公園、電柱などの場合、それぞれ使用許可の期間が定められています。使用許可の期間が満了する前に、更新手続きが必要となります。

10-③ 管理運用基準に基づく運用

防犯カメラの設置は、犯罪発生未然防止や犯罪事件の早期解決に役立つ一方で、防犯カメラの不適切な運用により、撮影された映像の流出や目的外に利用される危険性もあります。

設置した防犯カメラがプライバシーに配慮した、適正な管理や運用を行うため、町内会等で作成した「管理運用基準」に基づいた適正な運用が必要です。

10-④ 問合せや苦情などへの対応

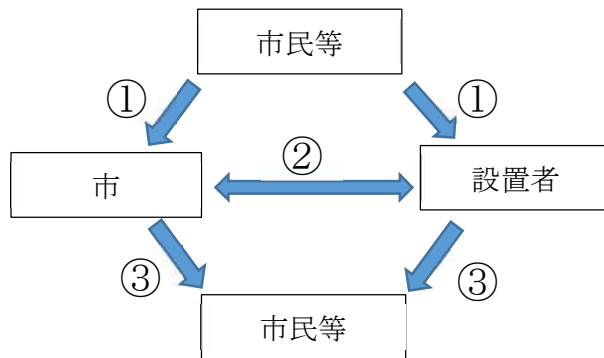
住民の方などから寄せられる防犯カメラに関する問合せや苦情などへの対応は、町内会と市が連携して対応します。

また、問い合わせや苦情等があった場合は、処理簿を作成し記録しておくことが必要です。



問合せや苦情への対応は、その受理先（市又は設置者）が対応者となる内容と、設置者と市が協議し、対応を引継ぐことが必要な内容に分かれることから、その内容による対応者の区分と対応フローを下図のように整理します。

なお、この内容区分にない事項は、設置者と市で協議のうえ対応することとします。



- ①市民等からの苦情・問い合わせの受理
- ②内容に応じて設置者と市が連携・協議又は対応の引継ぎ
- ③市民等への対応
- ④問い合わせ・苦情等処理簿へ記録

内容区分	対応者	
	設置者	市
ガイドラインに関すること		○
補助制度に関すること		○
防犯カメラの設置及び管理運用基準に関すること	○	
防犯カメラ設置の決定に関すること	○	
防犯カメラ設置場所の決定に関すること	○	
設置者における映像の管理や保管など運用に関すること	○	
映像の閲覧や提供に関すること	○	

※この内容区分にない事項は、設置者と市が協議し対応する。

10-⑤ 撮影された映像の提供を求められた場合

撮影された映像を提供できるのは、ガイドラインに該当する下記のいずれかの場合に限られます。

また、映像を提供の可否を決定する場合は、市との協議が必要です。

映像の提供依頼があった場合には、提供する相手方の身分を確認してください。提供する場合は、必ず提供日時、提供先、提供理由、提供した映像の内容等の「映像提供記録書」を作成し、適正に保管してください。

(1) 法令に基づく下記の照会があった場合

- ①刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査機関からの照会。
- ②弁護士法第23条の2第2項に基づく弁護士からの照会。



捜査関係事項照会書（刑事訴訟法第197条第2項）は任意捜査ですが、拒絶した場合は、裁判所の捜索差押令状による差押も可能であることから強制的に提出させられる可能性があります。

弁護士法23条の照会は、弁護士が受任している事件について、公務所又は公私の団体に必要な事項の報告を求めることを申し出ることができるもので、照会を受けた団体は、正当な理由がない限り照会された事項について報告する義務があります。

- (2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、警察及び市の機関から要請があった場合。



例えば年少者や認知症などの高齢者が行方不明となり、警察が家族からの捜索願いを受け、警察や市の機関から映像の提供を要請された場合などが考えられます。

個人情報の保護に関する法律の規定では、個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつ止むを得ない場合（本人の同意を得る間がない）と認められるとき（行方不明者の安否確認など）は、個人情報を利用することができる余地があります。

- (3) 市との協議により映像を提供する場合

市との協議により映像を提供する場合は、提供日時、提供先、提供理由などについて、映像提供記録書を作成し、保管してください。



映像を提供する場合「映像提供記録書」を作成・保管することが必要です。

- (4) 映像を提供する場合のデータの取り出し

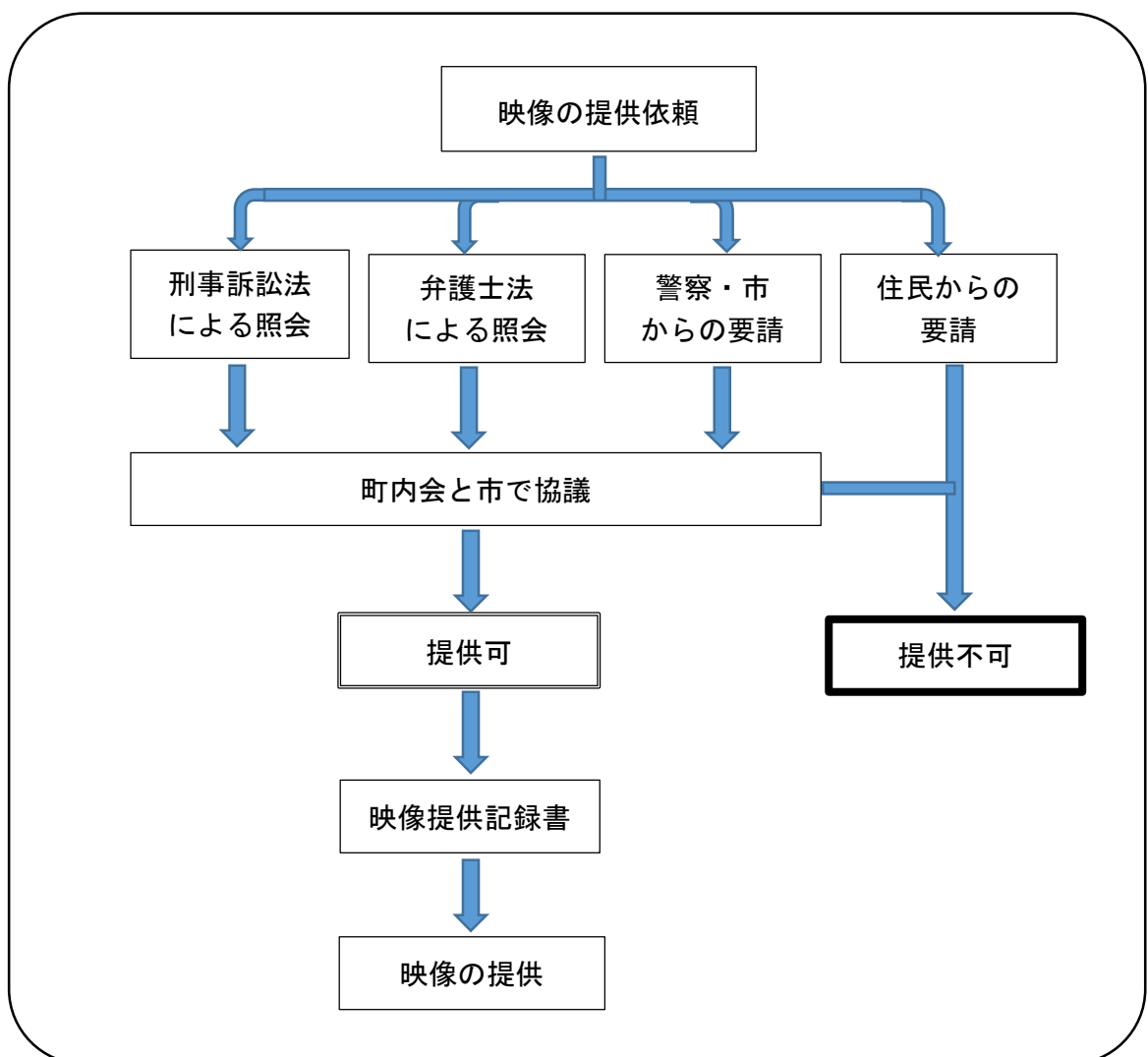
映像を提供する場合、データの取り出しに係る作業は、市又は映像の提供を受ける者が町内会の立会いのもと実施します。



設置されている防犯カメラがSDカードなどの記録媒体を内蔵するタイプの場合、データを提供する場合、一時的に記録媒体をカメラから取り出すこととなります。この場合、映像の記録に支障がないよう、取り出した記録媒体の代わりとなるものは市で用意し、作業完了後に元の記録媒体に戻します。

また、一時的に使用した記録媒体に記録された映像データは、市で削除します。

(5) 映像の提供フロー図



10-⑥ 維持管理などの業務を委託する場合

設置した防犯カメラや関連機器類の維持や撮影された映像の管理などの業務を警備会社などに委託する場合は、業務の受託者にガイドラインや管理運用基準を遵守させる必要があります。



維持管理にかかる委託費用は、補助金の対象とはなりません。

業務を委託する際は、委託する業務の内容や経費などについて、十分に確認することが大切です。

◎ Q & A

Q 1 防犯カメラとはどのようなものですか？

本事業での防犯カメラとは、不特定多数の人が利用する道路や公園、広場などの公共空間を撮影対象とし、犯罪の抑止などを目的として特定の場所に設置して継続的に撮影、録画する機能を有する機器やその他の関連機器で構成されるものをいいます。防犯カメラのタイプは、大きく分けて、「録画一体型カメラ（スタンドアローン型）」と「集中管理型（ネットワーク型）」の2通りに分かれます。

Q 2 市の補助金で設置できる町内会の数に制限はありますか？

申請書の提出をいただいた順に随時審査し、補助金交付の可否を判断させていただきます。ただし、予算額を超える申請があった場合には、翌年度以降の対象とさせていただきます可能性があります。

Q 3 映像閲覧のモニターは補助対象となりますか？

本事業が想定する防犯カメラは、犯罪の抑止などを目的として設置されるものであり、撮影された映像は、ガイドラインにおいてプライバシーへの配慮などから、設置者であっても映像を閲覧すること出来ないこととしていることから、モニターは補助対象となりません。

Q 4 市が所有する土地や建物へ防犯カメラを設置することは可能ですか？

防犯カメラの設置箇所として、個人が所有する敷地内や建物の壁面、電力事業者等が設置した電柱などの柱等への設置、市の土地や建物などへの設置が想定されます。

設置箇所の検討の際に、希望する設置場所の所有者と協議していただき、設置の同意や許可が必要になります。

なお、道路以外の市の土地や建物への設置は、それぞれの担当課と協議してください。

Q 5 撮影する範囲などに決まりはありますか？

防犯カメラの設置にあたっては、住宅の玄関や窓などの私的な空間や不必要な画像が撮影されないよう、カメラの角度調整やマスキングの設定などを行い、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

また、撮影範囲となる住宅、店舗などから書面による同意が必要となります。

Q 6 提出書類の「撮影範囲を示す配置図」はどのようなものですか？

補助金交付申請時に提出していただく「撮影範囲を示す配置図」は、防犯カメラや表示板を設置する場所や向き、撮影範囲におけるマスキングの設定家屋や同意を得る必要のある家屋などを示す場所が判断できる内容であれば様式は問いません。（防犯カメラ設置及び管理・運用基準の配置図の例を参考としてください。）

Q 8 「防犯カメラの管理及び運用に関する基準」はなぜ必要なのですか？

撮影された映像を誰もが自由に見ることができる体制では、プライバシーを侵害する

恐れがあります。

このため地域に設置される防犯カメラは、市が策定したガイドラインに基づいた、設置や管理・運用をしていただく必要があることから、設置者となる町内会における適正な設置や管理・運用のルールをガイドラインに沿って定め、関係者や地域住民が防犯カメラに対する共通の認識を持つことが必要です。

Q 9 防犯カメラを撤去したいときはどうすればよいですか？

補助金により設置した防犯カメラは、設置後、5年間は継続して運用していただくこととしており、5年以内に撤去する場合は、交付した補助金を返還していただく場合があります。

なお、撤去する際の費用は、設置した町内会で負担していただくこととなります。

また、防犯カメラを電柱や街路灯に設置した後、その電柱や街路灯が移設されることとなった場合の防犯カメラの取り外しなど移設に係る費用についても町内会で負担していただくこととなります。そのため、事前に電柱・街路灯設置者に移設計画などについても確認しておくことが大切です。

※なお、電柱又は街路灯の破損や事故などにより、移設を求められる場合もあります。

Q 10 防犯カメラ設置の際に必要となる同意書は、どこまでの人からもらう必要がありますか？

手順1-⑤で撮影された画像から撮影される映像の範囲内の住居や店舗について、事前に世帯主などから書面で同意を得る必要があります。同意を得る方は下記を参照願います。

戸建て住宅：世帯主

集合住宅：各戸の世帯主

店 舗：店舗等の責任者など

Q 11 外部から画像提供依頼があった場合は必ず提供しないといけないのですか？

撮影された映像の提供は、ガイドラインで示された事項の場合に限ります。これらは、あくまでも提供することが「できる」旨を定めるものであり、これらに該当する場合であっても、法令に基づき提供することに強制力が伴うもの以外は、管理責任者が市と協議のうえ、提供することが適当かどうかを判断することとなります。

問合せ先

恵庭市生活環境部生活環境課 電話 33-3131 内線 1184

担当 吉成・中村